

「第二節」について

『稿本天理教教祖伝』(以下『稿本教祖伝』)は、つとめの地歌について、第一節を慶応3年、第二節を明治3年、第三節を同8年に、さらに肥、萌え出等十一通りの手を教えられたと記しています。今回は第二節の成立について考察してみたいと思います。

つとめの地歌は、慶応二年「あしきはらひ」に始まる。／ 慶応二年秋、教祖は、／ あしきはらひたすけたまへ てんりわうのみこと /と、つとめの歌と手振りとを教えられた。

明治三年には、「ちよとはなし」の歌と手振りとを、同八年には、「いちれつすますかんろだい」の歌と手振りとを教えられ、こゝに、かんろだいのつとめの手一通りが初めて整い、つゞいて、肥、萌え出等十一通りの手を教えられた。更に、明治十五年に、手振りは元のまゝながら、「いちれつすます」の句は、「いちれつすまして」と改まり、それに伴うて、「あしきはらひ」も亦、「あしきをはらうて」と改まった。(『稿本天理教教祖伝』P73,99)

第二節「ちよとはなし」

「ちよとはなし」は明治3年成立

『稿本教祖伝』に「明治三年には、『ちよとはなし』の歌と手振り」を教えられたとあります。この根拠は『正文遺韻』に明治3年とあって、これについては異論がありません。『正文遺韻』には、第二節「一寸咄し」と第四節「よろづよ」は同列に書かれていて、「よろづよ」は「おふでさき一号」の冒頭八首とほぼ同じですから、明治3年作であろうことは容易に同意できます。また、「みかぐらうた」写本にあっては、「よろづよ」は明治9年作において初めて書かれ、そこに第二節も出ていることから、写本に出てくる時期が遅いといった疑問も出てこないようです。

永尾広海氏は、「みかぐらうた本研究の諸問題について(上)」の中で、第二節が出て来る最初の「みかぐらうた本」明治9年の西浦本を挙げて、第二節の問題点として神名の称名を取り上げ、現在の第五節各下り目の終りと同じよう2回称えていたのではないかとしています。

一寸咄萬世始 / この年(※明治3年)に『一寸咄し』と、『よろづよ』とを御聞かせ被下ましたので、『よろづよ』は、十二下りのだしと仰せられて、十二下りのはじめに、つとめる事になりましたのでござります。／ 又、『一寸咄』は、これから数年後に、かんろだいのつとめのだしと、御聞かせ被下ましてござります。よつて、かんろだいのおつとめには、一寸咄がさきへつくのであつて、しんじつ、手をどりさづけといふて、かんろだいをとなへて、さすつて被下処の、おさづけがござります。それにもやはり、一寸はなしをとなへて、それからかんろだいを三遍となへて、おさすり被下ます。かれこれ思ひましても、神様がだしと被仰る理は、けす事はできません。(『改訂正文遺韻〈復刻版〉』P49)

4 第二節「ちよとはなし」について 【「みかぐらうた本研究の諸問題について（上）」永尾広海】

第二節「ちよとはなし」の歌と手振りをお教え頂いたのは明治三年であります。みかぐらうた諸本に記録されてくるのは、明治九年八月の写本、すなわちNo.6が、現在までに発見されているものでは最古のものであります。No.6の表題「踊歌手本」が示すごとく、まさに踊りの歌ではありますが、No.1からNo.5までの内容は、第五節（十二下り）のみであったものが、No.6に至って初めて第四節（よろづよ八首）が記され、それにつづいて第五節が述べられて、てをどりの地歌が初めてととのった姿をとどめているのであります。そして、第五節につづいて、おふでさき四号の一部と附表とが記されてその後、まったく付加的に第二節が載せられているという内容順序であります。明治八年にはすでに、つとめの地歌各節は、「すます」ながら右全部お教え頂いており、つとめの上から申せば、さらに、ちば定め、かぐら面、雛型かんろだいもとのえられて、あとは明治十年以降お教え頂いた鳴物が未だお教え頂いていない、というのが明治九年であります。この段階にあって、たとえ付加的記述であるとはいっても、踊歌と称しつつも、**第二節が加わってきたことは、つとめ完成への道中としては、誠に意義深いものがある**と思います。

西浦彌平手記のNo.6は、第二節を次のように記しております。（変体仮名はすべて平仮名にして記します。）

一寸はなし 神のゆふ事きいてくれ あしきの事をはゆふはんでな
(このよふの) 地と天とをかたとりで ふゝ／＼こしらゑきたるでな 是ハ此ヨノはしめだし **南無天輪王命** 〃／＼〃 ←

（「ふゝ／＼」であり、「を」がありません。「このよふの」は、明らかに後日の追記で、墨色が異っております。）

現在の歌詞とほとんど変りはありません。このことは、以後のみかぐらうた諸本に記されている第二節も同様であって、ほかの**各節は、記録された文字からすれば、おうたの上に残す問題点が種々あるのに対して、第二節はこの点誠に少ない**ことが記録上の特色とも申せます。／ ただ**問題点**は、前記の註の通り、（ ）内の文字「このよふの」であります。西浦彌平の脱字であったのか、あるいは、初期においては「このよふの」がなく、後にお改め頂いたものなのか、または、西浦彌平の記憶に最初は脱落していたものなのかは、その当時の方々がその時代に自ら書き残したものが未だ私の目にとまらぬ故に、なんとも判断できません。残念ながら、第二節を記録したものが、明治十四年五月のNo.9まで未発見でありますので、もし、そのあいだにおいての資料上確かなものが見付かれれば、誠に研究上ありがたいことと思います。／ さらに、西浦本の**問題点**は、最後の神名に関するものであります。すなわち、**「南無天輪王命** 〃／＼〃」**であります**。「天輪」「天理」の問題については、いずれ改めて後述しますが、「南無天輪王命」をくり返し、しかも「／＼」の右側に「ミ ミ ミ」と符号が記されていることでもあります。つとめをつとめるときには、現在は、「南無天理王命 よし／＼」を称えて、足取りは前後するのでありますが、以後のみかぐらうた諸本（写本、私刊本）はほとんどすべて、神名と「よし／＼」または「よおしよし」などこれに当るものを付記し、且つ神名は一回称えられ、現行のつとめと同様であります。公刊本にあっては、この点は省かれており、これについても私見を後述する予定であります。

西浦本は、第二節を記した最初のものであって、また、明治十三年八月二十六日（陽暦九月三十日）に鳴物を揃えてのつとめをつとめられる以前の唯一の記録（現在までの発見本としては）である上から、もし、その記されたものから判断するとすれば、現在の第五節各下り目の終りと同じようにつとめられたものであつたらうと申せます。（『天理教校論叢16号』P21. 1980）

私刊本一覧

No.6の「踊歌手本」に初めて第二節が出てきます。

No.の○は、昭和27年以後に見つかった本。

◎**第一節**○は、No.13に現れる。
 ◎**第二節**□(一寸話)は、No.6に現れる。
 ◎**第一、第三合一節**(1,3)はNo.9, 11, 16と3例ある。
 ◎**第三節**△は、No.14に現れる。
 ◎「あしきはらいたすけたま△」の第三節は写本にはない。

第一、第三合一節
 あしきはらいたすけたまい
 /いちれつすますかんろ
 ふだい

No.	内容	年代	筆者(発行者)	配列順序及び摘要
No.30	御あぐら災 全	明治21年11月1日	著者/中山美文 発行者/前川菊太郎	1, 2, 3, 4, 5 【公刊本初版本】
No.29	拾式下り御つとえ此歌	明治20年頃	(村田本)	2, 3, 1, 4, 5
No.28	(表題なし)	明治17~18年頃	永尾芳枝	1, 2, 3, 4, 5(ただし、1~4は永尾白筆、5は別人の筆)
No.27	十二下り御神楽此歌	明治18~19年頃	(不詳)	2, 3, 1, 4, 5
No.26	(推定「十二下り御神楽此歌」)	明治18~19年頃	(不詳)	2, 3, 1, 4, 5、「特別願勤の御勤歌」
No.25	天輪王命十二下り御勤の歌	明治19年7月15日	飯田卯吉	2, 3, 1, 4, 5
No.24	大日本天理十二下り御勤	明治19年正月	元木紘	2, 3, 1, 4, 5
No.23	十二下り御勤(之)歌	明治18年5月	松尾仁三吉	4, 5, 2
No.22	十二下り御神楽此歌	明治18年頃	天元組三号	2, 3, 1, 4, 5
No.20	十二下り御つとめの歌	明治18年頃	元斯道会	2, 3, 1, 4, 5

No.	内容	年代	筆者(発行者)	配列順序及び摘要
No.17	天輪御歌	明治17年9月上旬	梶本松治郎	5
○No.16	拾式下り御勤之歌稽古本	明治16年4月	木村林蔵	2 (1, 3), 1, 4, 5 (1)
No.15	御勤之歌控	明治15年8月	(不詳)	1, 2, 3, 4, 5
○No.14	十二下り御勤	明治15年12月起	鴻田忠三郎	4, 5, 2, 3 (1)
○No.13	(不詳)	明治14~15年	真明組 井筒梅治郎	1, 4, 一行書「十二下り御勤歌」、5
No.12	拾式下り御勤本	明治14~15年頃	(大阪真明組講元本)	4, 5, 一行書「是の御勤之事」、2, 3
No.11	十二下り宇たぼん	明治14年9月	増田忠八	事、(1, 3) 4, 5, 一行書「ふれがおつとめの事」、(1, 3)
No.10	拾二下り御勤歌	明治14年9月	(不詳)	4, 5, 一行書「是が御勤之事」、2
No.9	拾二下り御勤之歌	明治14年5月	大阪天恵組	4, 5, 2, (1, 3)
No.8	天輪王踊勤歌	明治10年4月	仲尾休次郎	5
No.7	拾式降り	明治10年	朝田治郎輔	5
○No.6	踊歌手本	明治9年8月	西浦弥平	4, 5, 4四首, 2
No.5	踊歌手本	明治7~9年	西浦弥平	5
No.4	(不詳)	明治7年頃(推定)	堀内与助	5(欠落あり)
No.3	拾二くたり此本	明治7年	梶井伊三郎	5
No.2	天輪踊歌おんど	明治4年(推定)	梶本松治郎	5
No.1	天輪王踊歌写帳	慶応3年	山中彦七	5
番号	整理	題名	筆者(発行者)	配列順序及び摘要

『みかぐらうたの世界をたずねて』34頁道友社2001

第二節初出の「みかぐらうた本」 「踊歌手本」(その二)

永尾広海氏は「みかぐらうた本の概観」というタイトルで、教内に存在する「みかぐらうた本」について一冊づつ、解説をしています。第二節初出のNo.6は以下の内容になっています。「附表」がどのようなものなのか、興味あるところですが、永尾氏は略しています。

(六) 「踊歌手本」 (その二)

明治九年八月、西浦彌平筆、写本。前記載本(※〈(五)「踊歌手本」(その一)のこと〉と同じ表題「踊歌手本」があり、内容は前者(その一)と異なり、第四節、第五節、おふでさき四号88、89、及び90番の上の句、第四節の最初の二首と最後の二首、附表、第二節であります。始めて第四節、第五節が揃い(てをどりの地歌)、且つ第二節が記されました。かぐらづとめの地歌の第二節が始めて記され、特に心ひかれます。かぐらとてをどりの理の思案が、未だ／＼「てをどり先行かぐらはその後」に記されております。明治七年四月のおふでさき四号七四番に「つとめても初てをどりまたかぐら 一寸のほそみちつけてあれども」とのおうたを拝します。附表は、みかぐらうたとは直接関係無いので略します。(「みかぐらうた本の概観」P23. 永尾広海. 『変わらんが誠:永尾広海五年祭誌』2007. よりの抜刷)

「みかぐらうた本」の名称について

永尾氏が「みかぐらうた本」の名称変化についてまとめています。永尾氏はあくまで、『稿本教祖伝』に書かれていることが史実であるという立場ですから、明治15年八月本が現行の順番になっていることを「実に意義深い」というわけです。ただ、「踊歌」「十二下り」の名称ではじまり、明治14年までは、ほぼ4、5節のみという点も事実であり、思案すべき問題でしょう。

慶応三年山中本に最初に記された「踊歌」という呼称は、明治四年推定梶本本、明治七年から九牛に及ぶ西浦本に更らにその尾は明治十年の仲尾本に及んでいるが、明治十四年本からはその後を断つに至っている。おつとめの地唱としてのみかぐらうたが、踊りをともなっている事は当然であるが、既に慶応二年に教えられている第一節は遂に明治十年迄には記録されていないのである。踊歌を以てして第五節のみを内容としたものが、西浦本明治九年八月本(No.6)に至って、第四節が加わり更らに第二節も附記されてくる。／＼「十二下り」なる呼び方は、明治七年梶井本に見られるが、動佐「踊り」から、おうたの「形態」にその呼び方が変って来ているが、文字通り第五節のみを内容として初まり、それが他の言葉「勤」「神楽」と結んでくるに及んでは各節を包介してくるに至るのである。／＼「勤歌」は最初は「踊歌」と結んで明治十年に「踊勤歌」として記録されているが、内容は第五節のおうたのみが記されていたものが、「十二下り」と結んで他の節を含むに至り明治十四年以降は「勤歌」の表現を持ったもので、第五節のおうたのみを内容としたものは発見されていないのである。しかも明治十五年八月本にあっては、各節及其その配列は全く現在の「みかぐらうた」同様であつて、その呼称は「御勤之歌」となっている。実に意義深いものがあると言わざるを得ない。(「みかぐらうた研究の諸問題について」P62. 永尾広海. 『やまと文化47号—二代真柱を偲ぶ号』1968)

「だし」、そして「ようし、ようし」について

『正文遺韻』に「『よろづよ』は、十二下りのだし・・・『一寸咄』は、・・・かんろだいのつとめのだし」とある「だし」の意味についての考察が「みかぐらうた自問自答七題」に出ています。また、「ようし、ようし」は「だし」であることを示しているという解釈です。「だし」のまえに第一節があるのはおかしくない？という疑問も出てきます。

・・・事の起こりは、教祖が明治三年にお教え下さった「よろづよ八首」と「ちよとはなし」に限って、これは「十二下り」のだし、それは「かんろだい」のだしやから、「よろづよ」は「十二下り」の前に、「ちよとはなし」は「かんろだい」の前に勤めるのやで、と仰せられたという先人の残してくれた記録に始まったのである。／ そればかりではなく、そこには、「かんろだいのさづけ」というおさづけを取り次ぐ場合にも、その前に「ちよとはなし」を勤めることになっている、と書き添えてあることが一段と私の関心を引いたからである。 —中略—

結局のところ、それは、料理で使うだし、物の味をよくするために使うだし（出汁）の意味に悟らして頂くのが、一番妥当じゃないかと思う。／ 教祖はいつも、誰にでもわかり易い極めて卑近な言葉をお使い下さるので、このだしという言葉も、あまり人の知らない特殊な意味には悟らない方がよいと考えたのである。／ そこでこの調味料（味の素）としてのだしに解して、それを先の第二節と第三節の関係を説明するのに当てはめてみると、非常にわかり易いのである。／ 即ち、**第三節「かんろだい」のお歌を味わうときに、第二節「ちよとはなし」のお歌の意味を、だしとして少々混入して味わえば、第三節のお歌の味が丸っきり変わって、風味豊かな味になる。**／ また、「十二下り」に「よろづよ八首」の味をちょっぴりだしとして落とすと、「十二下り」の味が断然活かされてきて、何とも言い知れぬ爽やかな味になって、大いに研究意欲が増すと、こんなふうに非常にわかり易くなるのである。だから、私の答えも、この意味のだしに決めたのである。煎じ詰めれば、いのちの源とも考えられよう。

◇永尾よしゑ先生にお礼を申そう / 本席様の御長女、永尾よしゑ先生がある時「**ちよとはなし、と、よろづよの終りに、何んで、ようし、ようしと言うのですか**」と、教祖にお伺いされたことがあった。すると、教祖は、／ 「ちよとはなし、と、よろづよの仕舞に、ようし、ようしと言うが、これは、どうでも言わんならん。ようし、ようしに、悪い事はないやろ。」／と、お聞かせ下された、とのことである。／ これは稿本天理教教祖伝逸話篇189頁に掲載されているお話である。教祖九十年祭の年と呼ばれた頃のことであるが、明けても暮れても、だしということが頭から離れずにいた私は、このお話を讀まして頂いた時、思わず膝を叩いて、“あっそうだったのか。「ようし、ようしを、その後でどうでも言わんならん」のは、どちらも、だしという特別の銘打って、明治三年に、わざと他のお歌と区別するかのよう、その二言だけを別にお教え頂いたこの「ちよとはなし」と、「よろづよ八首」のお歌ではないか”と気が付き、心はひどくときめくのであった。／ 成程、祭典のときには、地方（じかた）が「ようし、ようし」と言う。地方が言うなんて、まるで他人事のように言うが、その地方を自分自身永年つとめさせて頂いて、「ようし、ようし」も丁寧に唱えさせて頂いたのである。その**「ようし、ようし」を唱えるのが、長いこと疑問に思ってきただしのお歌の後に限られている**とは、今日の今日まで全然気付かなかったのである。だしはだしとして、常に疑問にしながらも、それとは全然別個に、「ちよとはなし」と「よろづよ」の後には、必ず、「ようし、ようし」を唱えさせて頂いていたのである。（「みかぐらうた自問自答七題. その2」P42. 塩谷寛. 『みちのとも』）

第二節、「てんりおうのみこと」がない「おさしづ」

「おさしづ」に出ている第二節には、「なむてんり(ん)をおうみこと」がありません。第二節を最初に記す西浦本には神名がありましたが、神名は教祖の教にあったものかどうか、疑問を生じさせます。

明治二十年十二月八日（陰曆十月二十四日）午前八時 / 村田幸助身上事情に付願
さあ／＼／＼待って居た／＼。生涯の理にさづけ渡す。しいかり受け取れ。ちよとはなしかみのいふこときいてくれ、あしきのこ
とはいはんでな、このよのぢいとてんとをかたどりて、ふう／＼をこしらへきたるでな、これはこのよのはじめだし、ようし／
＼。あしきをはろふて、たすけせきこむ、いちれつすましてかんろうだい。（『おさしづ』）

明治17年に第一節、第二節、第三節の順を示す『山名大教会史』

『山名大教会史』の記述についてこの本の著者も「どう理解すればよいのだろうか」と困惑しています。明治20年以前の私刊本では一、二、三の配列は少ないゆえの疑問です。ここでは「南無天輪王の命よふし／＼」で、現行と同じになっています。これは山名大教会史が書かれるときに、書かれた昭和7年当時のやり方に合わせてしまったのではないかとも思われます。

明治十七年からの写本や木版本では、二、三、一、四、五節の順が主流になる。／ しかし、すでに現行の順に勤められていたと思われる資料がある。明治十七年七月、遠江真明組（山名大教会の前身）の講元であった諸井国三郎が、地元の見付警察署に提出した上申書には、当時のおつとめについて、次のように一、二、三節の順で記されている。

「……唱言左の通り

あしきはらいたすけたまへ天輪王ノ命 是を廿一編

ちよとはなし神のいう事きいてくれ、あしきな事はいわんでな、此世ふの地イと天とをかたどりて、夫婦をこしらいきたるでな、これが此世のはじめだし南無天輪王の命よふし／＼ 是を一編

あしきはらいたすけせきこむ、一れつすましてかんろうだい

是を三度唱へ、願事を云三度づゝ三編九編に成……」（『天理教山名大教会史』昭和7年刊. P53）

また、明治十七、八年ごろに記されたと思われる飯降よしゑの「みかぐらうた」本（表題なし）でも、一節から五節の順になっている。／ 当時は、教祖直々に、教えを請うことのできた時代だけに、どう理解すればよいのだろうか。（『みかぐらうたの世界をたずねて』P36. 道友社編. 2001）

かぐらづとめに於る足運び

● 始め列の如く座して礼拝、四拍手礼拝四拍手一舞、小押して立つ

あしきをばらうてたすけたまへてんりわうのみこと
右足踏み 左足踏み 右足に揃える 左足に揃える 右足下がり 左足下がり 右足に揃える 右足に揃える 右足 左足出て 出る 右足に揃える

あしきをばらうてたすけたまへてんりわうのみこと
右足踏み 左足踏み 右足に揃える 左足に揃える 右足下がり 左足下がり 右足に揃える 右足に揃える 右足 左足出て 出る 右足に揃える

★二十一舞、舞んで合掌しつつ、右足を右足より左足と一歩下がり少し頭を下げる。

ちよとはなし かみのいふこときいてくれあしきの
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

ことはいはんで な このよふ の ぢいとてんとを
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

かたどりてふうふをこしらへきたる でなこれは
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

このよのはじめだし なむてんりわうのみこと
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

ようし よし
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

あしきをばらうてたすけせきこむいちれつすまして
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

かんろうだい
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

あしきをばらうてたすけせきこむいちれつすまして
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

かんろうだい
右足踏み 左足踏み 右足を左足先へ交す 右足を左足先へ交す

★七回すんで合掌しつつ、右足より左足と一歩下がり、少し頭を下げる。そして、七、七、七と二十一回すんだら座して礼拝、四拍手、押礼、四拍手、小押して立つ。

現行「かぐらづとめ」の第二節 神名＋ようしよし

右の資料は、現在教会本部のかぐらづとめで行われている足の運びを記したものです。かぐらづとめの地歌、及びその回数も書かれており、貴重なものかと思しますので、載せておきます。
 なお、現行の一般教会でのつとめでは、「神名＋ようし／＼」は、特に統一されていないようです。

以上は平成10年教祖誕生200年の毎日づとめにおいて、一期講師の先生方が、おつとめを拝し、作成されたものであり、信憑性が高いものである。(右資料に付けられた解説)